

【協議事項】

**3 障がい当事者家族を支える
ファミリープラン（仮称）について**

1 概要 障がい当事者家族を支えるファミリープラン(仮称)について

①課題

障害者基本法に掲げるところで誰と生活するかについての選択の機会の確保や親なきあと問題、旧優生保護法に係る最高裁判決を踏まえた障がい当事者家族に対する偏見払拭の議論等は、家族単位のテーマである。一方で、障がい福祉サービスは、個人の自立支援を重視した構造であることから、家族に視点を置いた支援の方法は報酬上、評価されていない。

②県内の状況(資料2~10ページ)

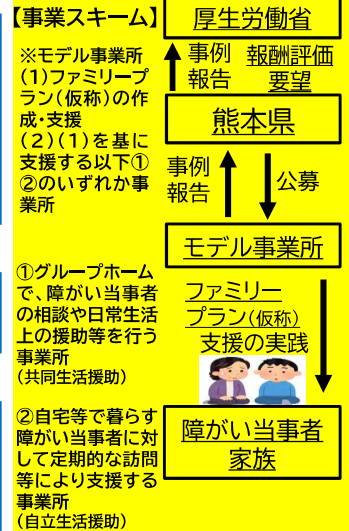
障がい当事者・家族や事業者及び相談支援事業所に対して調査したところ、家族に対して包括的な支援を行うことで、安定した家庭生活を実現しているケースが確認された。一方で、そうした適切な支援がない場合に、事態が悪化しているケースも確認された。

③熊本県としての取り組み

○障がい当事者家族の共通した意向の実現を目標とする『ファミリープラン(仮称)』に基づく支援を実施しているモデル事業所を公募し、好事例を評価する報酬体系を国へ要望する。

④ファミリープラン(仮称)作成のメリット

- I 家族を一体として支援する方法が一覧化されるため、家族を取り巻く環境全体が明らかになり、関係機関との情報共有など連携・協力が図りやすい。
- II 家族単位の支援方法は、家族の役割が明確化され、家族の強み・弱みの相互補完が発揮され、安定した地域生活が送りやすい。



グループホームで支援するファミリープラン(仮称)(具体例) (※親子でGHに住みたいという共通の目標の場合)

<p>■これまで ※個人単位の自立に着目</p> <table border="1"> <tr> <th>親</th> <th>子</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <td>①親子で一緒に暮らす</td> <td>①親子で一緒に暮らす</td> </tr> <tr> <td>②買物に自分で行く</td> <td>②料理を作りたい</td> </tr> </table> <p>個別支援 個別支援</p> <table border="1"> <tr> <td>バスの乗車訓練</td> <td>支援員と共同で料理</td> </tr> </table>	親	子	目標	目標	①親子で一緒に暮らす	①親子で一緒に暮らす	②買物に自分で行く	②料理を作りたい	バスの乗車訓練	支援員と共同で料理	<p>グループホーム</p>	<p>新たな視点からの自立支援</p>	<p>■これから ※家族単位の自立にも着目</p> <table border="1"> <tr> <th>親</th> <th>子</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <td>①親子で一緒に暮らす</td> <td></td> </tr> </table> <p>【支援内容(役割分担等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①親子での生活を体験するために家族のみで暮らすグループホームで支援する ②親子で献立を考えて、一緒にバスで買物に行くよう支援する。 <p>家族単位で支援する方法</p>	親	子	目標	目標	①親子で一緒に暮らす		<p>家族のみで暮らすグループホーム</p>	<p>■家族単位の支援はこれまででも、実態として行われてきたが報酬上の評価はなく、ボランティアとして行われてきた。</p> <p>【定義】 障がい当事者家族の定義は以下のとおりとする。</p> <p>■民法に規定される三親等以内の親族の中で、個別支援計画に基づき支援を受けている者が、複数名で構成されている家族をいう。</p> <p>■例えば、3人家族の内2人以上が、個別支援計画に基づき支援を受けている家族をいう。</p> <p style="text-align: right;">1</p>
親	子																				
目標	目標																				
①親子で一緒に暮らす	①親子で一緒に暮らす																				
②買物に自分で行く	②料理を作りたい																				
バスの乗車訓練	支援員と共同で料理																				
親	子																				
目標	目標																				
①親子で一緒に暮らす																					

2 障がい当事者・家族団体等との意見交換

○ 障がい者支援課では、「ファミリープラン(仮称)に基づく支援」が現場のニーズに合致しているかを調査した。

【7月から8月に行った障がい当事者・家族団体(31団体)等との意見交換】

(1)主な意見

- 新たな視点と必要性: 従来の個別支援に加えて、家族という単位での支援は新しい視点であり、多くの障がい当事者やその家族が抱える課題解決に重要である。
- 支援の底上げと質の向上: 無報酬で行われている現状の家族支援を報酬体系に新たに組み込むことで、サービスが標準化され、より多くの家庭が質の高い支援を受けられるようになる。
- 結婚支援等への発展: モデル事業の成功は、障がい者の結婚等を後押しするポジティブなメッセージとなり、将来的な支援拡大につながる。
- 潜在的なニーズの把握: 家族全体を対象とすることで、現在福祉サービスを受給されていない家族の困難にも気づき、支援につなげられる。

(2)課題と懸念点

- 人材の確保: 支援に不可欠な専門人材が圧倒的に不足している。
- 支援の範囲: どこまでを支援対象とするかなどの範囲の明確化。
- 多様なニーズ: 重度障がい者や特定の居住形態を望む当事者など。
- 支援の質の確保: サービスの質を保つための報酬要件の整理が必要。

2 障がい当事者・家族団体等との意見交換

(参考:意見交換 障がい当事者・家族団体等一覧)

1	7月28日	一般財団法人熊本県ろう者福祉協会
2		人工内耳友の会ACITA熊本県支部
3	7月29日	熊本盲ろう者夢の会
4	7月31日	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会
5		熊本県腎臓病患者連絡協議会
6		全国脊髄損傷者連合会 熊本県支部
7		社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会
8		公益社団法人日本てんかん協会熊本県支部
9		熊本県障害児・者親の会連合会
10		7月31日
11	8月1日	熊本県肢体不自由児者父母の会連合会
12		NPO法人熊本県難聴者中途失聴者協会
13		熊本難病・疾病団体協議会
14		公益社団法人日本オストミー協会 熊本県支部
15		障害者・児の生活を豊かにする会
16		高機能自閉症・アスペルガー当事者会 シェアハート
17		熊本県知的障がい者施設家族会連合会(きずなの会)
18	8月1日	自立生活センターヒューマンネットワーク熊本
19		熊本県天声会
20		NPO法人熊本すずらん会
21		日本筋ジストロフィー協会 熊本県支部
22		一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会
23		熊本県聴覚障害者(児)親の会
24		8月4日
25	熊本県自閉スペクトラム症協会	
26	公益財団法人熊本県肢体不自由児協会	
27	熊本県重症心身障害児(者)を守る会	
28	8月6日	日本二分脊椎症協会 熊本支部
29		一般社団法人くまもとダウン症協会
30		熊本県精神障害者団体連合会
31		熊本県発達障害当事者会 Little bit

3

3 相談支援事業所への実態調査

※令和7年7月1日時点の県内全ての相談支援事業所に対して実施(熊本市含む)

■熊本県では、ご利用者のライフステージに応じて福祉サービスを総合的にマネジメントしている相談支援事業者に対して家族支援の実態調査を行った。

(1)【調査結果概要及び当該結果を踏まえた県としての取組案】

① 事例報告

- 家族全体への包括的な支援が安定した生活を送れる事例が複数確認された。
- 家族が抱える生活のしずらさ(精神疾患、貧困など)が、本人だけでなく、家族全体の生活を不安定化させており、包括的な家族支援の必要性が確認された。

② 事業所の認識

- 多くの事業所が、支援対象を「本人」だけでなく「家族」も含めて捉えることの重要性を認識している。(例:障がいによって生活習慣が不規則となっている両親とその子に対して、関係機関と連携しながら、生活習慣の確立や子育て支援を行う等)
- 現在の報酬体系では家族支援が十分に評価されていないと感じている。

③ 当該結果を踏まえた県としての取組案

○ 国への働きかけ

家族支援の課題は、個々の事業所では解決できない制度的な問題であるとの認識の下、モデル事業で得られた有効性のデータを根拠に、国に家族支援の報酬評価を求める。

○ 効率的な資源配分

予防的な家族支援を普及させることで、将来的な深刻な問題(虐待など)を防ぎ、社会的なコスト削減に繋げる。

4

3 相談支援事業所への実態調査

(2)【実態調査内容】令和7年(2025年)7月1日時点調査

対象事業所	調査事業所数(A)	有効回答数(B)	回収率(B/A)
指定特定相談支援事業所	238事業所	168事業所	70.5%

※県内の令和7年7月1日時点の指定特定相談支援事業所全体の数

① 計画相談支援事業の契約者数

回答事業所数(A)	契約者数(B)	平均/事業所(B/A)
168事業所	20,105人	119.7人

② 相談支援専門員の配置数

回答事業所数(A)	配置数(B)	平均/事業所(B/A)
168事業所	360人	2.1人

5

3 相談支援事業所への実態調査

③ 契約者のうち家族支援を行っている契約者数

契約者の総数(A)	家族支援を行っている契約者数(B)	割合C(B/A)
20,105人	2,346人	11.7%

※家族支援を行っている契約者数とは

障がい当事者同士の家族(親子・夫婦・兄弟姉妹等)が円滑に生活を送るための支援や地域の社会資源との調整を相談支援事業所が行っている者の数

※例えば両親、子の3人家族のうち2人以上が障がい等がある場合はBにカウント

※例えば両親、子の3人家族のうち1人のみが障がい等がある場合はBにカウントされていない。

○ 回答事業所の契約者数は合計20,105人であるのに対し、そのうち障がい当事者家族として支援を受けている契約者数は2,346人に上る。

○ これは、支援の対象が家族全体に及ぶケースが少なくないことを示している。

11.7%は、過去に以下の加算が創設された報酬改定時の対象者の割合と比較しても同等程度である。

※行動障害支援体制加算創設時の強度行動障害児者割合12.6%

6

3 相談支援事業所への実態調査

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援の割合が最も高い

④ 11.7%の内訳

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	合計
1,658人	204人	32人	290人	162人	2,346人
8.2%	1.0%	0.2%	1.4%	0.8%	11.7%

上記の内、自宅等で家族支援を必要としている人の割合が高い(86%)

グループホームが住まいの場合

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	小計
220人	21人	3人	29人	40人	313人

自宅等が住まいの場合

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	小計
1,438人	183人	29人	261人	122人	2,033人

7

3 相談支援事業所への実態調査

⑤ 代表的な困難事例～ 回答については1人の契約者が複数の区分に該当する場合がある。

代表的な支援困難事例(家族支援を行っている事業所は1以上を回答)

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	合計(A)
82件	28件	15件	67件	14件	206件
39.8%	13.6%	7.3%	32.5%	6.8%	100%

Aの内訳(グループホームが住まいの場合)

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	小計
47件	19件	6件	37件	5件	114件
22.8%	9.2%	2.9%	18.0%	2.4%	55.3%

Aの内訳(自宅等が住まいの場合)

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	小計
35件	9件	9件	30件	9件	92件
17.0%	4.4%	4.4%	14.5%	4.4%	44.7%

- ・困難事例は親子、兄弟姉妹の同居に関する割合が最も高い
- ・次に高いのは子育てに関する支援である

8

3 相談支援事業所への実態調査

⑥ 代表的な好事例～ 回答については1人の契約者が複数の区分に該当する場合がある。

代表的な支援好事例(家族支援を行っている事業所は1以上を回答)

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	合計(A)
49件	30件	9件	24件	10件	122件
40.2%	24.6%	7.4%	19.7%	8.1%	100%

Aの内訳(グループホームが住まいの場合)

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	小計
31件	19件	7件	15件	4件	76件
25.4%	15.6%	5.7%	12.3%	3.3%	62.3%

Aの内訳(自宅等が住まいの場合)

親子、兄弟姉妹の同居に関する支援	結婚・夫婦関係に関する支援	妊娠・出産に関する支援	子育てに関する支援	その他	小計
18件	11件	2件	9件	6件	46件
14.8%	9.0%	1.6%	7.4%	4.9%	37.7%

- ・好事例は親子、兄弟姉妹の同居に関する割合が最も高い
- ・次に高いのは結婚・夫婦関係に関する支援である

9

3 相談支援事業所への実態調査

⑦ 支援の重要性について相談支援事業所の考え

○ 家族支援の重要性

- ・障がい者のQOLや自立は、家族の安定に大きく左右される。
- ・現場では「本人支援と家族支援の両輪」の重要性が認識されているが、制度的な位置づけが不十分。

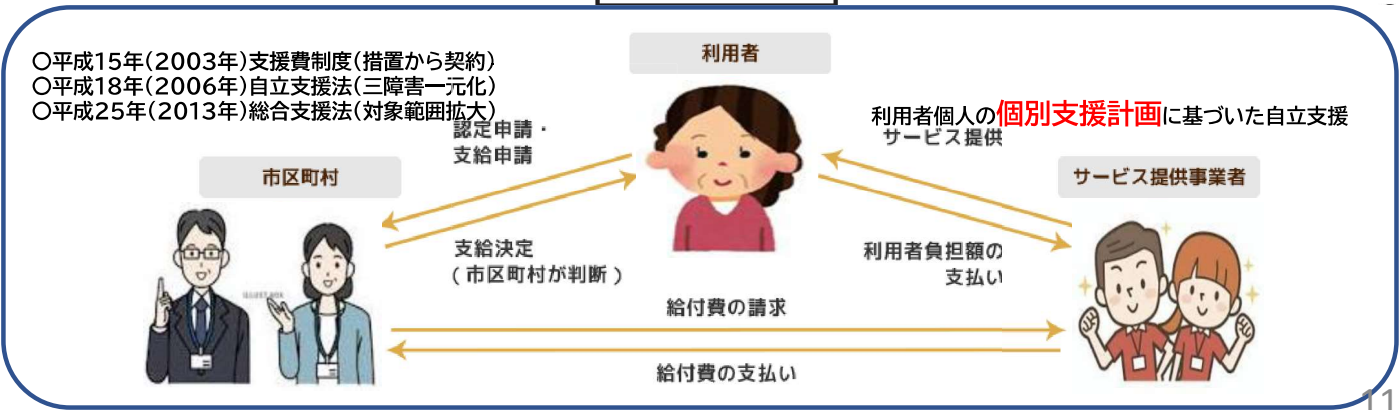
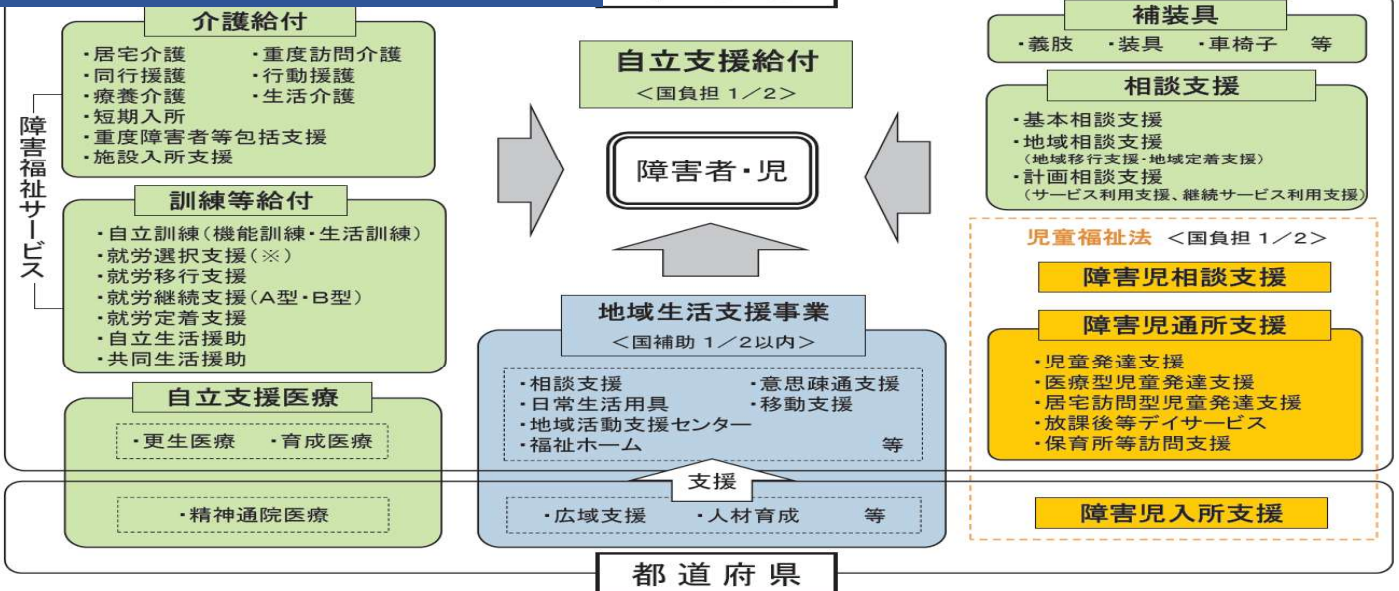
○ 主な課題

- ・家族支援が制度的に未確立。報酬評価が不十分。
- ・家族支援が必要なケースは支援量が多く、相談員の負担増に繋がる。
- ・親の意向が強く、本人の意思が反映されにくいケースも多い。
- ・支援につなげていない家族が多く、孤立リスクが高い。

○ 今後の方向性

- ・家族支援の制度化と、多機関によるチーム支援の強化。
- ・家族支援の専門性向上と、基幹相談支援センターによる後方支援。ピアサポートなどインフォーマル支援の活用。
- ・家族支援は、障がい者支援の質的向上に不可欠。行政主導による制度整備と支援者育成が急務。

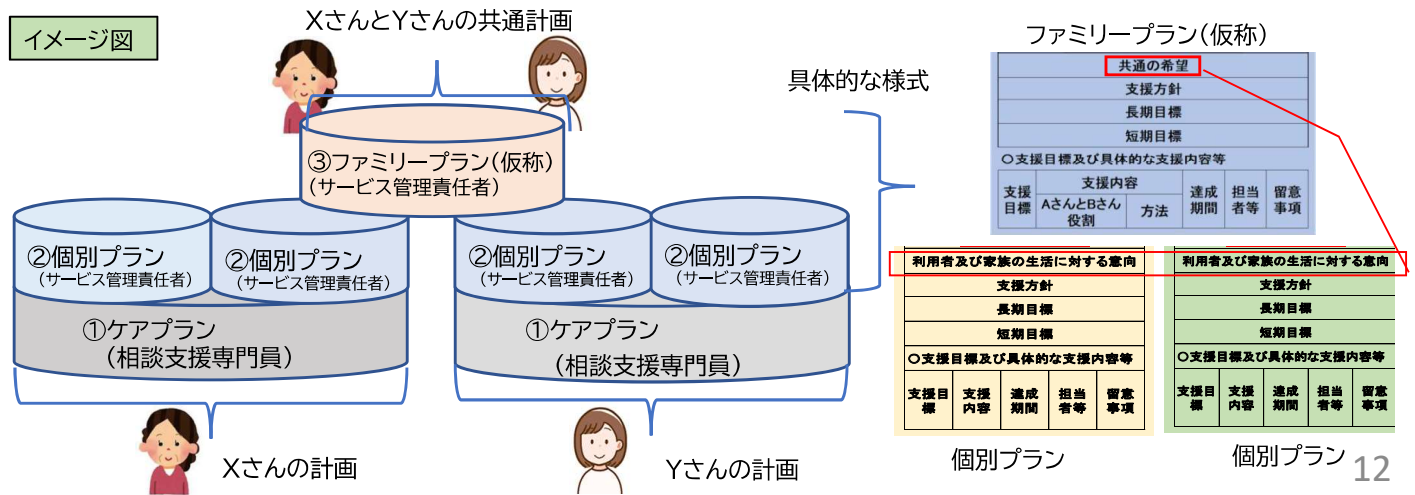
4 参考:現在の障害福祉サービス体系図



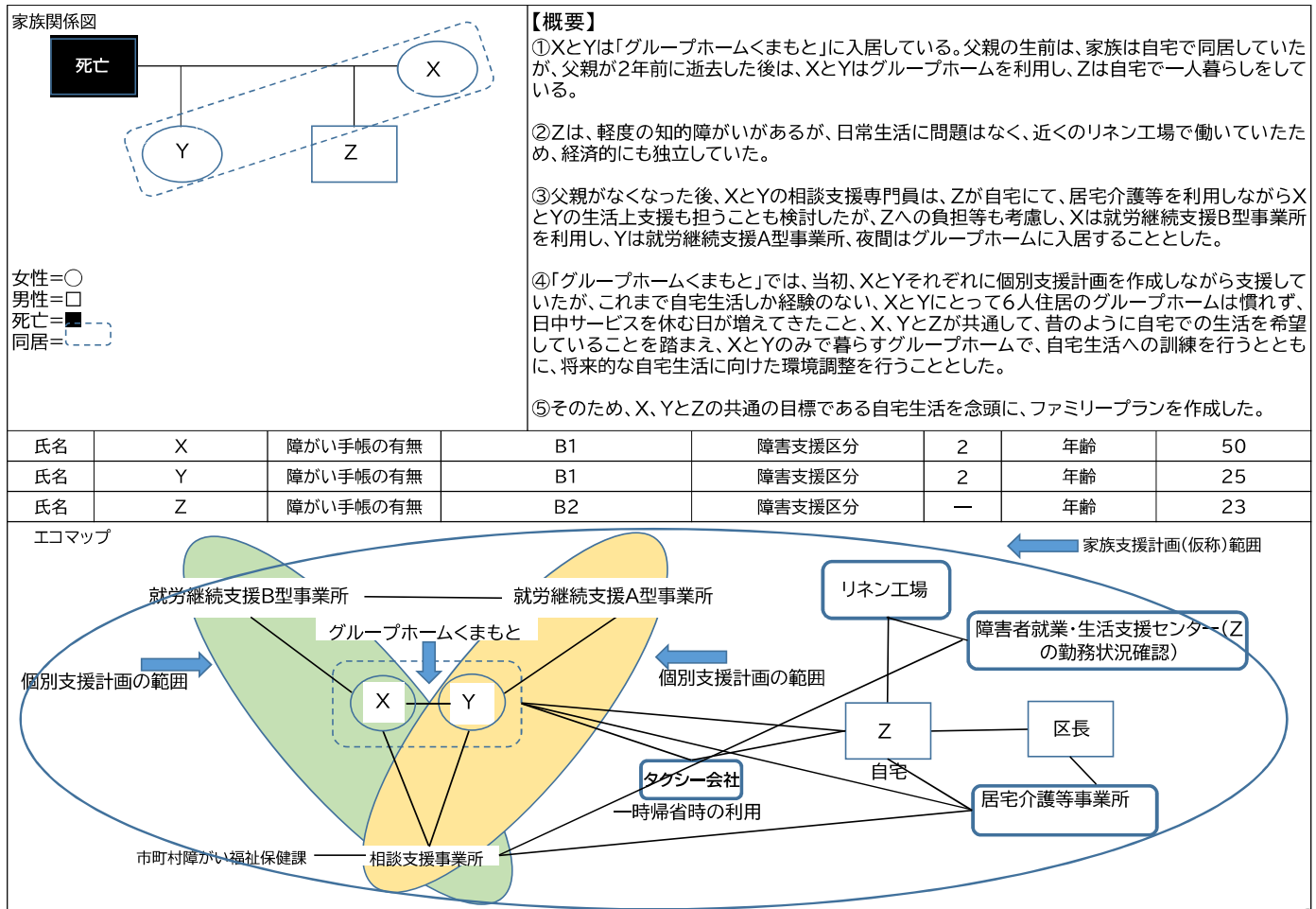
5 参考:ファミリープラン(仮称)と他の計画の比較(5W1H)

障がい福祉サービスにおける自立支援とは、利用者の生活を「個人」・「環境」・「個人と環境の相互作用」として捉え、施設のプログラム(計画)に併せた支援ではなく、利用者の希望やニーズに合わせた個別プラン(計画)に基づいた支援を行うこととされている。

順	いつ	どこで	だれが	なにを	なぜ	どのように
①	ケース介入前	地域(間接支援)	相談支援事業所(相談支援専門員)	ケアプラン	サービス支給量の決定の根拠	複数のサービスの共通の目標や利用者の環境調整等総合的な内容
②	サービス提供時	サービス提供事業所(直接支援)	サービス提供事業所(サービス管理責任者)	個別プラン	ケアプランの具現化	個別プランを受けて、利用者や家族意向を踏まえた目標の達成に向けた内容
③	サービス提供中	サービス提供事業所(直接支援)	サービス提供事業所(サービス管理責任者)	ファミリープラン(仮称)	ケアプランの具現化	個別プランを受けて、障がい当事者家族の共通の目標の達成に向けた内容



6 参考:ファミリープラン(仮称)の一例



13

7 参考:モデル事業(仮案)の流れ(仮案)

1 事業の内容

障がい当事者家族の共通目標に基づく「ファミリープラン(仮称)」を作成し、プランに基づく支援を実施したうえで、モニタリング結果を基にした成果事例を県へ報告する。

2 対象事業所

家族単位の支援を行っており、プラン作成・実践・報告が可能な体制を有する以下の事業所。

・共同生活援助(グループホーム)・自立生活援助(自宅等での訪問支援)

※障がい当事者家族を一体的に支援しており、家族それぞれの個別支援計画の作成を担当している事業所であること。

※家族とは三親等以内の親族をいう。

※対象家族は、個人情報を除く情報について活用の同意があること。

3 スケジュール

時期	内容
令和8年4月	モデル事業開始、対象事業所及び家族の公募
5月～3月	プラン作成・支援実施・モニタリング評価
3月	成果報告
翌年度	成果の政策提言・制度化要望(要望できるものは事前に行う)

14

4 プラン作成・実践・報告

(1)プラン作成

様式例は別途定めるが事業所において使用している個別支援計画に次の内容を盛り込むことでも可能とする。

- ①当事者家族それぞれの個別支援計画に基づく共通の目標を達成するための支援内容を記載すること。
- ②共通の目標を達成するための、障がい当事者家族それぞれの役割を明記し支援方法を記載すること。
- ③共通の目標を達成するための、障がい当事者家族それぞれの関係機関との連携方法を記載すること。

(2)実践

- ①プランに基づく支援を実施すること。
- ②日々のモニタリング結果の見直しは3月に1回行うこととし、できる限りプラン作成に係る関係機関等の参加を呼び掛けること。(相談支援事業所や他の障がい福祉サービス事業所等)
- ③モニタリング結果の見直し様式については別途定めるが事業所において使用しているものにプラン作成に係る項目の評価を盛り込むことでも可能とする。

(3)報告

プラン作成及び実践に係るモニタリング結果を別途定める事例報告書に記載。

【注】上記の一連の流れは、意思決定支援の手続きに基づき実施すること。

15

8 参考:自立生活援助の利用者拡大の取り組み

○グループホームから自宅等に移行後も継続的に家族支援を行うための既存制度の周知
→障がい福祉サービス事業所に対する集団指導及び市町村指導において周知を図る

(1)令和6年度報酬改定による自立生活援助の人員配置要件の緩和

令和6年度から併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができる。

(2)令和6年度報酬改定による支給決定対象者要件の拡大等

令和6年度から同居の家族要件以外に当該障がい者の生活環境の大きな変化を理由とした支給決定が可能となったほか、効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援を可能となった。

2 事業者の運営の効率化の周知

サービス名	収益	費用	損益	備考
特定相談	5,187千円	5,130千円	57千円	R5経営実態調査



サービス名	収益	費用	損益	備考
特定相談	5,187千円	5,130千円	57千円	R5経営実態調査
一般相談支援	3,601千円	3,526千円	75千円	R5経営実態調査
自立生活援助	1,144千円	182千円	962千円	R5経営実態調査から(人件費880千円を除く)
合計	9,932千円	8,838千円	1,094千円	

16

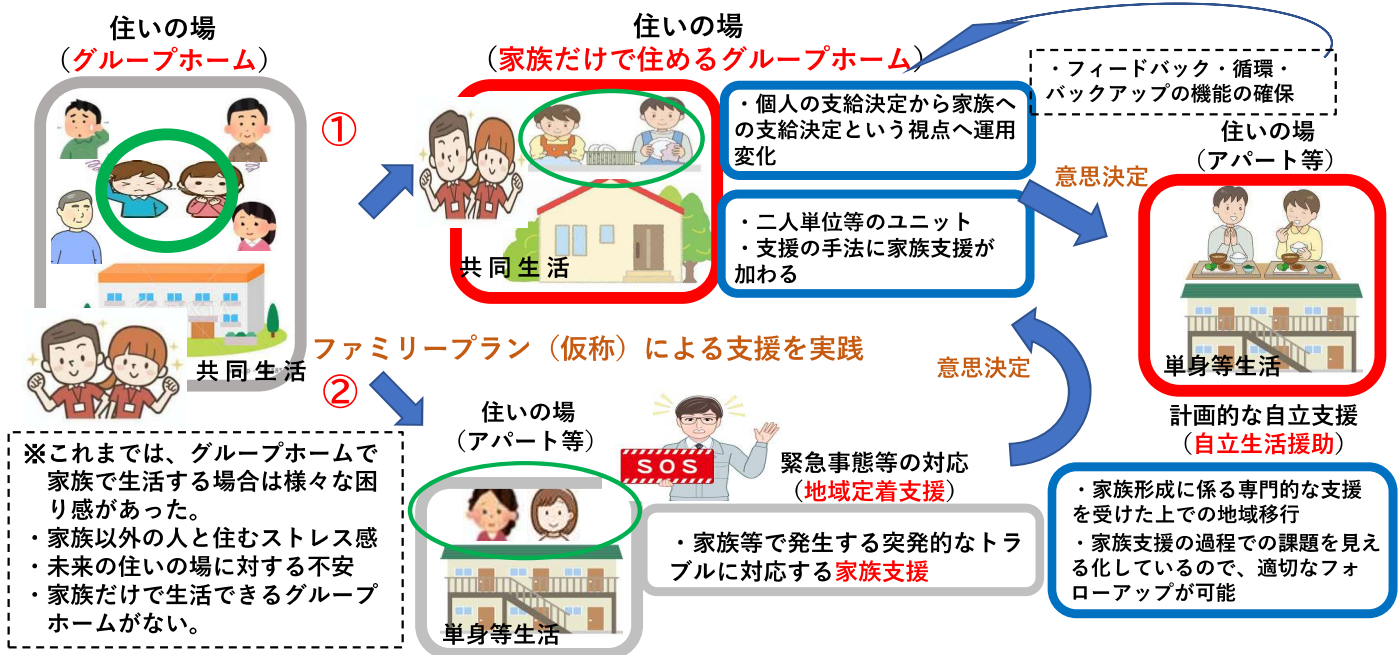
9 参考:モデル事業(仮案)によって実現する地域生活のイメージ図

家族支援とは

個別支援計画による支援

ファミリープラン(仮称)による支援

□ファミリープラン(仮称)によって、選択の範囲を広げた意思決定支援が可能となる



『上記の図はモデル事業(仮案)によって障がい当事者家族が実現できる地域生活の一例を表したもの』

- ①障がい当事者家族のみで気兼ねなく家族生活の支援を受けたいという方に対して、ファミリープラン(仮称)に基づいて支援を実施し、家族のみで住むことができるグループホームでの生活を実現する。
- ②障がい当事者家族で自宅等で生活しながら支援を受けたいという方に対して、ファミリープラン(仮称)に基づいて支援を実施し、社会資源を効果的に活用するなど安心して地域で住める生活を実現する。